

市 民 説 明 会 開 催

『水道料金・下水道使用料の 値上げ改定』



説明会概要 令和6年(2024年)9月議会にて可決された、水道料金及び下水道使用料の値上げ改定について、改定内容とその背景等を、市民のみなさまにお知らせするため、市民説明会を開催します。

なお、説明会の資料等については、後日、市のホームページに掲載します。

開催日時・場所

	地域共生センター 「まるぷらっと」西館	庄内コラボセンター 「ショコラ」	千里公民館
午前	12/ 7 (土) 10:00～11:00	12/ 8 (日) 10:00～11:00	12/ 16 (月) 10:00～11:00
午後	12/ 6 (金) 14:00～15:00	12/ 9 (月) 14:00～15:00	12/ 15 (日) 14:00～15:00

※ 各回とも説明内容は同じですので、ご都合の良い会場にお越しください。

お申込み 不要

※ 一時保育、手話通訳をご希望の場合は、要申込。

申込締切 令和6年(2024年) 11月22日(金)まで。(下記までご連絡ください。)

一時保育利用料 200円／1人あたり

対象 満1歳～小学校第3学年まで。

定員 各回30名 (先着順)

お問合せ

豊中市上下水道局
経営部 お客さまセンター 窓口課

TEL 06-6858-2931 FAX 06-6858-0447
E-mail madoguti@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

各会場アクセス

※ 会場には公共交通機関等をご利用ください。

地域共生センター「まるぷらっと」西館

会場 3階 ・ 会議室3

住所 中桜塚2-28-8
阪急宝塚線「岡町」駅から徒歩5分程度

開催日 12/6（金） 14:00～15:00
12/7（土） 10:00～11:00



庄内コラボセンター「ショコラ」

会場 3階 ・ 会議室5

住所 庄内幸町4-29-1
阪急宝塚線「庄内」駅から徒歩15分程度

開催日 12/8（日） 10:00～11:00
12/9（月） 14:00～15:00



千里公民館

会場 千里文化センターコラボ内3階 ・ 視聴覚室

住所 新千里東町1-2-2
北大阪急行「千里中央」駅から徒歩5分程度
大阪モノレール「千里中央」駅から徒歩5分程度
阪急バス「千里中央」停留所から徒歩5分程度

開催日 12/15（日） 14:00～15:00
12/16（月） 10:00～11:00



新しい水道料金・下水道使用料



豊中市上下水道局キャラクター「アクッピー」

▼基本料金/基本使用料(2か月あたり・税抜)

水道	メーター口径(mm)	改定後料金/使用料	改定前との比較
	13・20・25	1,980円	+ 460円
	30	2,400円	+ 560円
	40	3,020円	+ 700円
	50	4,420円	+ 1,020円
	75	10,040円	+ 2,320円
	100	15,740円	+ 3,700円
	150	46,900円	+ 11,080円
	200	104,960円	+ 24,600円
下水道	250	185,900円	+ 43,760円
		1,182円	+ 338円

▼従量料金/従量使用料(2か月あたり・税抜) 【一般用】

使用量	水道		下水道	
	改定後単価 (1㎡あたり)	改定前との比較	改定後単価 (1㎡あたり)	改定前との比較
1～20㎡	24円	+ 4円	16円	+ 6円
21～40㎡	135円	+ 4円	83円	+ 6円
41～60㎡	215円	+ 4円	103円	+ 6円
61～100㎡	271円	+ 3円		
101～200㎡	341円	+ 3円	120円	+ 4円
201～1,000㎡	380円	+ 3円	147円	+ 4円
1,001～2,000㎡	421円	+0円	183円	+ 0円
2,001㎡～			225円	+ 0円

詳しくは、はさみ込みの『水道料金・下水道使用料表』をご参照ください

▼その他の改定

給水装置の新設工事申込者などが支払う加入金制度を廃止。ほか



お問い合わせ 豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター

窓口課 TEL 06-6858-2931 午前8:45～午後5:15(土曜・日曜日、祝・休日、12/29～1/3を除く)

豊中市上下水道局 ■発行:豊中市上下水道局 経営部 経営企画課 ■住所:豊中市北桜塚4-11-18
■電話:06-6858-2921 ■ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jogesuido/>

とよなかの上下水道

特別号〔保存版〕 2025.1



いつから新しい料金になるの？



令和7年2月1日より前から継続して使用している場合、2月1日以降、初めての検針分は現行の料金を適用し、**2回目**の検針分から新料金を適用します。

※引越等により、令和7年2月1日以降に使用開始した場合、初めての検針分から新料金が適用されます。

令和7年2月1日改定

検針月	適用時期	1月	2月	3月	4月	5月
偶数月 検針のお客さま (主に南部地域)	令和7年(2025年) 4月検針分から	旧料金	● 新料金			
			検針日		● 検針日	
奇数月 検針のお客さま (主に北部地域)	令和7年(2025年) 5月検針分から	● 旧料金	● 新料金			●
		検針日		● 検針日		● 検針日
毎月 検針のお客さま	令和7年(2025年) 3月検針分から	● 旧料金	● 新料金	●	●	●
		検針日	検針日	● 検針日	● 検針日	● 検針日

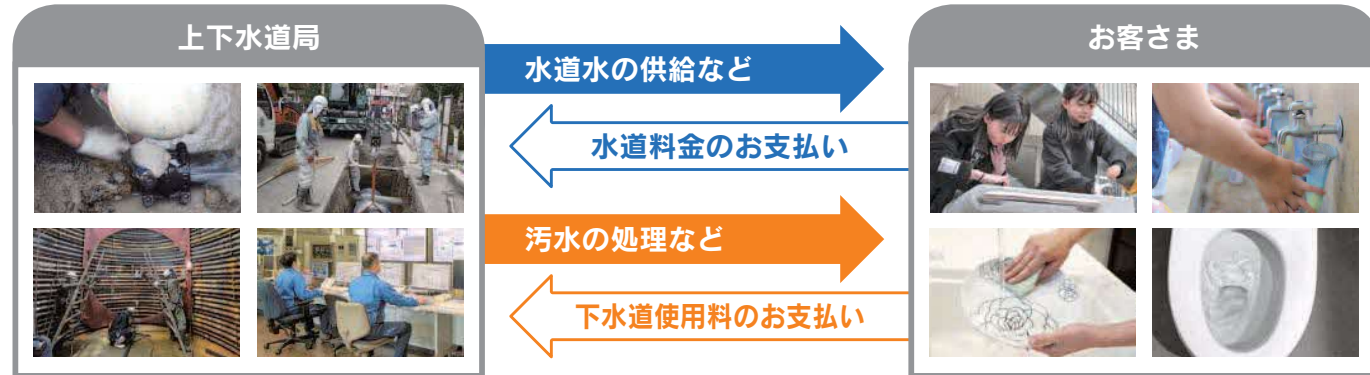
詳しくは上下水道局ホームページもご参照ください。



Q. 上下水道事業は税金でなりたっているの？

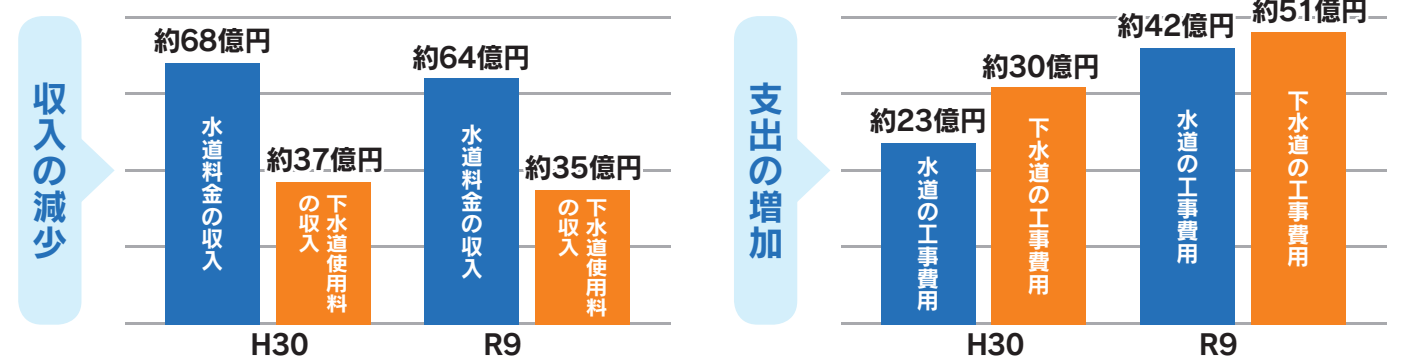
A. 上下水道事業には、独立採算制の原則が適用されています。そのため、税金ではなく、みなさまにお支払いいただいている水道料金・下水道使用料で事業を行っています。

※雨水処理に係る費用は税金でまかっています。



Q. どうして値上げするのですか？

A. 水需要の減少に伴う料金・使用料収入の減少や、工事費用の増加など諸物価の高騰に対応するため、値上げすることになりました。



Q. 家計への影響はどのくらい？

A. 現行の料金・使用料と新しい料金・使用料の差額は下図をご参照ください。なお、各ご家庭での影響額については、上下水道局ホームページに掲載の早見表等により、ご確認ください。



メーター口径13～25mm
2か月に20m³ご使用の場合



2か月あたりの金額(税込)

水道料金 2,112円 + 下水道使用料 1,148円 = 3,260円

+1,098円

水道料金 2,706円 + 下水道使用料 1,652円 = 4,358円

メーター口径13～25mm
2か月に30m³ご使用の場合



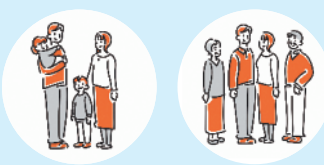
2か月あたりの金額(税込)

水道料金 3,553円 + 下水道使用料 1,995円 = 5,548円

+1,208円

水道料金 4,191円 + 下水道使用料 2,565円 = 6,756円

メーター口径13～25mm
2か月に40m³ご使用の場合



2か月あたりの金額(税込)

水道料金 4,994円 + 下水道使用料 2,842円 = 7,836円

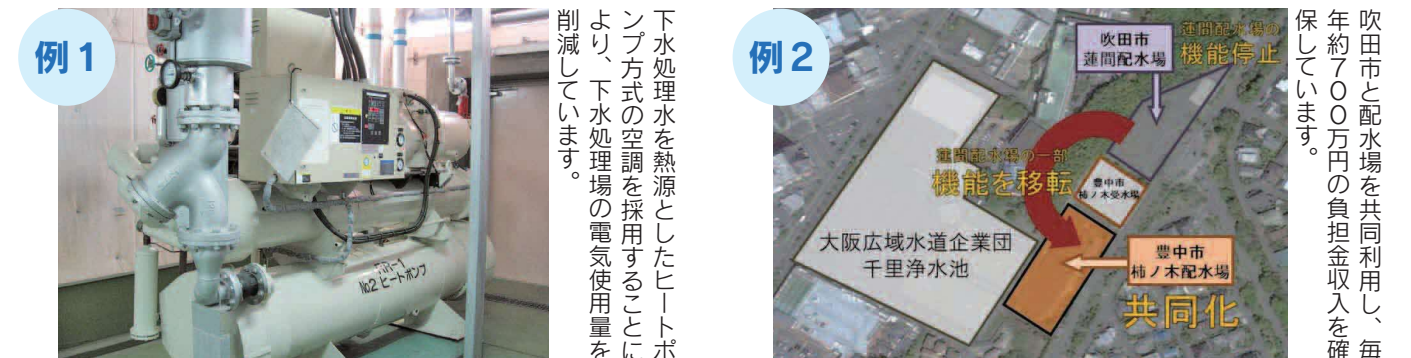
+1,318円

水道料金 5,676円 + 下水道使用料 3,478円 = 9,154円

※イラストはイメージです。居住人数のみならず、生活のしかたや季節などによって使用水量は異なります。

Q. 値上げしないよう、努力するべきでは？

A. 収入の確保や費用の削減などに取り組むことにより、約20年間にわたり料金・使用料を維持してきました。これからも、こうした経営努力は続けてまいります。



Q. 増加した収入は何に使われるの？

A. 増加した収入は、老朽化した施設や設備の更新などを着実に進め、将来にわたって安全、安心な水道・下水道を皆さまに利用していただくために使用します。



老朽化した水道管の更新時に耐震管を導入しています。

水道料金・下水道使用料表

豊中市上下水道局
キャラクター「アックッピー」



水道料金

① 基本料金

用途	メーターの口径	1か月	2か月
一般用・湯屋用	13・20・25mm	990円	1,980円
	30mm	1,200円	2,400円
	40mm	1,510円	3,020円
	50mm	2,210円	4,420円
	75mm	5,020円	10,040円
	100mm	7,870円	15,740円
	150mm	23,450円	46,900円
	200mm	52,480円	104,960円
	250mm	92,950円	185,900円
臨時用	なし		

▶口径の確認方法は裏面をご参照ください。

② 従量料金

用途	1か月	2か月	単価
一般用	1 ~ 10m ³	1 ~ 20m ³	24円
	11 ~ 20m ³	21 ~ 40m ³	135円
	21 ~ 30m ³	41 ~ 60m ³	215円
	31 ~ 50m ³	61 ~ 100m ³	271円
	51 ~ 100m ³	101 ~ 200m ³	341円
	101 ~ 500m ³	201 ~ 1,000m ³	380円
	501m ³ ~	1,001m ³ ~	421円
湯屋用		1 ~ 300m ³	64円
		301 ~ 2,000m ³	93円
		2,001m ³ ~	117円
臨時用	1m ³ につき		569円

下水道使用料

① 基本使用料

種別	1か月	2か月
一般汚水	591円	1,182円
公衆浴場汚水・臨時汚水	なし	

② 従量使用料

種別	1か月	2か月	単価
一般汚水	1 ~ 10m ³	1 ~ 20m ³	16円
	11 ~ 20m ³	21 ~ 40m ³	83円
	21 ~ 50m ³	41 ~ 100m ³	103円
	51 ~ 100m ³	101 ~ 200m ³	120円
	101 ~ 500m ³	201 ~ 1,000m ³	147円
	501 ~ 1,000m ³	1,001 ~ 2,000m ³	183円
	1,001m ³ ~	2,001m ³ ~	225円
公衆浴場汚水	1m ³ につき		25円
臨時汚水	1m ³ につき		231円

料金・使用料計算例

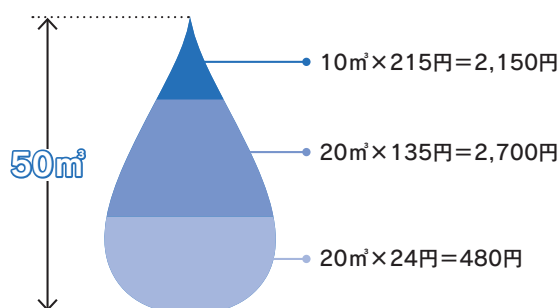
▶メーター口径:20ミリ ▶検針:2か月に1回 ▶使用/排出[※]した量:50m³の場合

※水道を使用している場合、水道の使用水量を、下水道に排出した量とみなします。

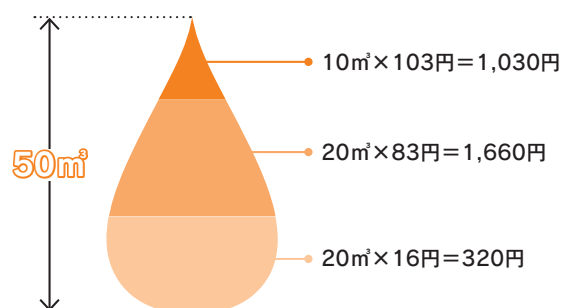
①基本料金 1,980円 + ②従量料金 5,330円 + 消費税10% 731円

①基本使用料 1,182円 + ②従量使用料 3,010円 + 消費税10% 419円

従量料金イメージ



従量使用料イメージ



水道料金
= 8,041円

下水道使用料
= 4,611円

【お問い合わせ】 豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター 窓口課 TEL06-6858-2931 午前8:45~午後5:15(12/29~1/3を除く)

※使用の開始時又は中止時や、共同住宅の一部では、上記の計算方法とは異なります。※豊中市の水道及び下水道は、豊中市水道事業給水条例及び豊中市下水道条例に基づいてご使用いただいております。

クレジットカード支払いを
ご希望のお客さまは、こち
らからお申込みください。
※お電話や窓口での申込み
は受け付けておりません。